



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 亀井、北本
(電話) 06-6949-6445

令和6年12月19日

路線バス事業者に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 違反の概要

令和6年10月22日(火)、新大阪駅北口停留所17時45分発学園7丁目停留所ゆきバスのけやき台5丁目南停留所において、旅客がバスを待っていたにもかかわらず、停留所には先行するバスが停車しており、当該バスの運転者が乗車する旅客はいないだろうと思い込みで判断し、そのまま停留所を通過しており、定められた運行計画どおりに運行を行わなかった。

2. 処分年月日

令和6年12月19日

3. 処分対象事業者及び営業所名

神姫バス株式会社(法人番号 6140001059289)
三田営業所(兵庫県三田市ゆりのき台6丁目2番地)

4. 行政処分の概要

延べ10日間の事業用自動車使用停止処分(対象車両6両)

5. 法令違反条項

道路運送法第16条第1項違反
(運行計画に定める業務の確保違反)

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	1点
当該事業者が付された累積違反点数	1点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会(ハイタク部会)、近畿電鉄記者クラブ、兵庫県政記者クラブ